

支払保険料と 関連税務

生命保険・個人年金保険などの支払保険料は、「生命保険料控除」という所得控除として、また、火災保険などの損害保険料は「損害保険料控除」という所得控除として、所得税や住民税を計算するときに所得金額から控除されることになります。

(1) 保険料を支払ったときの留意点

次の三点の留意事項があります。

- ①保険期間が5年末満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものがありますので、注意します。
- ②確定申告を行う場合、保険料控除に関する証明書を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することになります。
- ③医療控除や介護（費用）保険、傷害保険など第三分野といわれる保険も控除の対象にな

ナマの税務相談室

Q

先生、父の相続税の申告書を作成中と存じますが、先生が過日、M生保、K簡保などの、母が受取人の生命保険金4口で

8,000万円という多額の財産があるのは承知しているが、外に保険の契約の権利が……今掛けている保険はないか、と質問していただいて、エーッと思いました。

A

一郎さんは、保険金を払っているだけなのに、何故財産を構成するか、と思ったのでしょうかね。

Q

ハイ、処が昨日、青色申告会主催の資産税統括官の「身近な相続税」の講話があつたのですが、意外に見落とされている保険の契約の権利のお話が、その中で偶然ありました。

A

ホー、それはよいことです。どんなお話をした。

Q

ハイ、皆さん方の父上が、将来の子供のことを思って保険を掛けてやる例は多い。

生命保険の権利 の評価とは!!

仮に、20年の満期、契約者は父、受取人は子供のケースで、永年の累積保険料の額が、父の死亡で引継がれる。

A

その引継ぎの時期が保険の満期前のとき権利の価額が発生する……という話でしょう。

その生命保険金の権利の評価額は、保険会社が証明する解約返戻金相当額。累積額イクオールではない。

Q

永年、国評価額として、（保険料累積額×70%）－（保険金額×2%）が法定評価額とされてきたが、15年の税制改正でこれが廃止となったと……。

A

しかし暫定的に、国税では18年3月末までの相続税について上記算式によって申告してもよいと。

[注] この場合、一時払保険金は払込金相当額によって評価するなどの注書きあります。

ナマの税務相談室

ります。

(2) 保険金を受取ったときの留意点

イ. 生命保険の場合

その保険金の受け取りが死亡に基づくものか、満期によるものか、さらに保険料の負担者が誰だったかにより、課税関係が異なりますので注意します。とくに、夫婦のケースですと、相続税、贈与税、所得税の一時所得、など複雑な課税状態が起こることも考えられますので、事前の確認が肝要となります。

ロ. 損害保険の場合

損害保険金を受け取った場合でも、保険料の負担者や支払原因によって課税関係は変化しますので注意します。また、ケースによっては非課税所得となるものもあります。

(3) 配当金等を受け取ったときの留意点

契約期間中に受け取った配当金は、支払保険料から控除し課税されません。

保険金と一緒に受け取る配当金は保険金額に含めて一時所得として課税対象とされる場合や、相続・贈与税の対象となる場合もあります。